

東京農業アカデミー八王子研修農場

【募集関係 Q & A】

< 5 研修内容 >

Q1 研修カリキュラムの講師、指導員はどのような方か？

A1 ほ場での実習は、東京都農林水産振興財団の農業技術の専門職員が指導します。座学は、東京都農林総合研究センターの研究員や大学講師、中小企業診断士等の各種専門家などをお願いしています。

Q2 研修期間中に取得できる資格にはどのようなものがあるのか？

A2 特に用意しておりません。必要な労働安全関係の教育機関を紹介するので、各自の状況に合わせて受講・取得してください。

Q3 就農に関する支援の一環として、出荷・流通体制の整備について研修農場が支援してくれるのか？ また、カリキュラムの中でそのような販売チャンネルやマーケティングに関することも学べるのか？

A3 研修農場では、出荷・流通体制の整備までは支援していません。出荷先については、都内には多数の出荷先が存在するため、ご自身の努力で開拓する必要があります。例えば、都内では地域の直売所や学校給食に出荷している農家が多いのですが、その他にも飲食店や市場出荷、業者への契約出荷など出荷先は多岐に渡っており、栽培する品目や規模、出荷先も含めて総合的にご自身に合った農業経営を考えていただきます。それに応じて、出荷・流通体制を整備していく必要があります。

カリキュラムの中では、多様な出荷先（販売先）の実態を学んだり、篤農家の出荷事例を学んだりすることで、出荷先ごとのメリット・デメリットを把握することができ、ご自身の農業経営に活かせるような情報提供を行っていきます。

< 6 研修費用 >

Q4 研修に必要な経費は、年間 118,800 円のみか？

A4 研修費用は、年間 118,800 円のみです。農場での実習研修に必要な作業服やハサミなどの小道具は貸与します。また、テキスト等に関する図書代などは研修農場側が負担します。しかし、労働・安全関係の教育の受講にかかる経費等は、研修生に負担をお願いする可能性があります。

Q5 研修受講を申請するにあたって発生する経費は無いのか？

A5 そのような経費は発生しません。研修費用の 118,800 円の支払いよりも前に発生する

申請料や入校選考料に該当するような経費はありません。

Q6 研修費用の減免が受けられる場合があるとは、例えばどのような場合か？

A6 低所得者で、区市町村民税が非課税の者（23区在住で扶養なしの場合は所得100万円以下）は少なくとも該当します。それ以外に、どこまで減免が受けられるようにするかは、東京都農林水産振興財団にて最終的に決定します。

Q7 八王子研修農場への通所にかかる交通費は、研修生自らが負担することとなっているが、学割などは使えるのか？

A7 学割は使うことができません。八王子研修農場は、学校教育法に基づく学校などではないため、学割の対象にはなりません。

< 7 申請資格 >

Q8 農家の次男だが、長男が家を継いで農業をされており、農地が無い状況だが、研修生の申請要件を満たすのか？

A8 状況によります。農業後継者として見なすことができない状況であれば、申請要件を満たすと考えられます。

Q9 年齢の上限が無いが、何歳でもよいのか？

A9 何歳でもよいとしています。人生100年世代となっており、都知事も高齢者が活躍できる社会を目指すことを発言しています。そのため、上限は定めず、就農への熱意などにより選考していきます。

Q10 現在、都外（相模原市など）に在住だが、八王子研修農場に通うことができるので申請したいが、都内在住でないと申請できないのか？

A10 問題ありません。例外としては、都外から八王子研修農場に通う方を想定しています。ただし、研修修了後には、都内に転居していただいて就農することが前提条件となります。

Q11 今までに農業経験が全く無いが、研修生になるにあたって問題はないか？

A11 問題ありません。研修生の申請資格を満たしていれば申請することができます。過去の農業経験があれば研修受講申請書に記載していただき、選考基準の1つとして検討しますが、農業経験だけでなく、就農への熱意なども含めて総合的に選考します。

Q12 身体・知的・精神・発達障害者でも研修は受けられるのか？

A12 研修は受けられます。しかし、応募資格に掲げる「自らが農地を確保して、経営主と

なり都内において農業で生計を立てること」というのは、非常に厳しい要件であり、農業を続けるためには体力・気力共に充実している必要があります。また、地域住民との交流なども必須となってくるため、それらの壁を乗り越えられるだけの熱意が必要です。

Q13 学歴に関する要件は無いのか？（中卒や高校中退でも問題ないのか？）

A13 申請資格要件としては設定していないので、中学卒や高校中退でも問題ありません。学歴は研修受講申請書に記載していただき選考基準の1つとして検討しますが、学歴だけでなく、就農への熱意なども含めて総合的に選考します。

Q14 研修生になった場合、研修を専業とする必要があるのか？（アルバイトや仕事はやっていても問題ないのか？）

A14 研修を専業とする必要はありませんが、研修にはしっかりと集中していただかないと、農業を仕事にするために必要な技術や知識は身に付かないと考えています。土日などにアルバイトをしても問題なく、研修と両立できるのであれば仕事をしていても差し支えありません。また、大学などに学籍を置いたまま研修生となることも可能ですが、「自らが農地を確保して、経営主となり都内において農業で生計を立てることを目指す者」を応募資格要件としているため、この要件を満たす必要があります。

Q15 普通運転免許は持っているが、運転する機会が無く、ペーパードライバーだが問題ないか？

A15 申請資格要件としては問題ありません。ただし、研修中の栽培実習では畑でトラクターを運転する必要があるため、畑は不整地であるため道路よりも運転が困難です。そのため、運転技術に慣熟しておいていただいた方がより安心して研修を始められると思われま

す。

<12 申請方法>

Q16 持参の場合の受付時間は、何時なのか？

A16 平日の9時から16時までです。

<13 選考>

Q17 一次選考可否の通知はいつまでに到着するのか？ また、到着しない場合、問い合わせても問題ないのか？

A17 一次選考可否の通知は令和4年11月21日（月）に発送する予定であるため、遅くとも11月23日（水）までにお手元に到着する見込みです。もしそれまでに到着しない

場合には、問い合わせさせていただいて差し支えありません。

<14 内定通知>

Q18 令和4年12月23日(金)までに可否の連絡があるということか? また、到着しない場合、問い合わせても問題ないのか?

A18 令和3年12月23日(金)に発送する予定であるため、年内にはお手元に到着する見込みです。年末の繁忙期であるため、もし到着しない場合には問い合わせさせていただいて差し支えありません。

<15 現地説明会の開催>

Q19 申し込んだ後に、連絡はしてもらえるのか?

A19 開催日の希望を選択していただきお申込み下さい。先着順で受け付け、定員になり次第受付は終了します。なお、お申込みを頂いた方には担当よりメールにて受け付けた旨連絡をします。また、台風等の荒天により開催が困難と思われる場合には、開催日の前日までに、申込時に頂いた連絡先に中止のご連絡をします。

Q20 急な予定等で申込日に参加できなくなった場合、他の日に変更してもらえるのか?

A20 変更は可能です。ただし、受付後にお送りするメールに記載の方法にてキャンセルをご連絡の上、他の希望日程でお申込み下さい。また、事前申込みが1名も無かった回は現地説明会を中止といたしますので、早めにお申し込みください。

<その他>

Q21 公益財団法人東京都農林水産振興財団とはどういう組織なのか? また、政策連携団体とはどのような団体なのか?

A21 財団は、東京の農林水産業が抱える課題解決や経営基盤の強化を支援すると共に、東京の豊かな食と木材の地産地消を進めている団体です。また、政策連携団体とは、東京都の事業と密接に関与して、事業協力等を行っている団体として都が指定した団体です。

【メモ】政策連携団体の定義

事業協力団体(事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う)のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体のこと。

Q22 農地のあっせんまでの支援があるとのことだが、就農に向けた全てをトータルでサポートしてくれるということか？

A22 全て東京都がお膳立てするというものではありません。支援はするが、最終的に農地が借りられるかどうかは、農地を貸してもよいという人が地域で現れるかどうかという状況の他、本人が地域での信頼を得られるかどうかという点に大きく影響されます。そのため、本人の熱意と努力が無ければ就農は実現できないため、トータルでサポートしてくれるという意識ではなく、自ら頑張るという気持ちで研修に申請してください。

Q23 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）により、150万円×2年間の交付が受けられるか？

A23 研修農場では、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を受けられる研修機関としてカリキュラム等の体制を整えています。しかし、当該資金は国庫 10/10 で行われている事業のため、国の予算が確定するまでは交付の可否ははっきりと申し上げられません。

Q24 研修農場で栽培した野菜を販売した売上げは、研修生の収入とすることができるのか？

A24 できません。野菜を販売した売上げは東京都農林水産振興財団の収入とし、研修に必要な資材等を購入するための経費とします。

Q25 研修修了後に就農することができた際は、その後のサポートはどうなるのか？

A25 就農後のサポートは、地域を管轄する都農業改良普及センターや農業協同組合が中心となって営農技術などの支援を行います。また、地域の十分な信頼が得られれば、周りの農家が相談に応じてくれるといった体制も整います。

Q26 昼食は仕出し弁当のようなものを注文してもらえるのか？

A26 昼食は各自で用意していただきます。周囲にコンビニや飲食店が無い場合、各自で持参するなどの対応をお願いします。